

令和5年10月19日

広島圏域地域医療構想調整会議会長 様
広島県西部地域保健対策協議会会長 様
呉地域医療構想調整会議会長 様
広島中央地域保健対策協議会会長 様
尾三地域保健対策協議会会長 様
福山・府中地域保健対策協議会・地域医療構想調整会議委員長 様
備北地域医療構想調整会議会長 様

(各通)

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
医療介護政策課

次期広島県保健医療計画の「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」の素案作成に係る圏域での協議について（依頼）

平素より本県の保健医療の推進に多大な御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、次期広島県保健医療計画（第8次）については、現在、5疾病・6事業及び在宅医療など、各分野で計画の策定作業が進められています。

令和6年度からの「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」（以下「外来医療計画」と言う。）については、令和5年10月17日開催の広島県医療審議会保健医療計画部会において、

- ・目的や基本的な方向性は、現行計画を維持すること
- ・外来機能報告のデータ活用や紹介受診重点医療機関に係る協議など、地域の外来医療提供体制の検討について、新たに記載すること
- ・国の基本方針やガイドラインを踏まえて、修正等を行うこと

について協議が行われ、了承されました。

今後、同年12月開催予定の当該部会に向けた計画素案作成にあたり、「地域で不足する外来医療機能」などについて、別に提供する資料による協議を求めます。

については、圏域における協議結果を別紙「整理表」により、11月30日（木）までに回答してください。

なお、外来医療計画の推進は次期広島県保健医療計画の本編に記載しますので、ご了知ください。

担当：医療推進グループ
電話：082-513-3064
(担当者 山口)

次期広島県保健医療計画の「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」（外来医療計画）についての圈域協議結果整理表

圏域名： 広島中央圏域

担当者： 西部東保健所 厚生課

連絡先： 082-422-6911 内線（2320）

[1] 外来医療機能

① 圈域で不足する外来医療機能

現行計画策定時と同様、地域で不足する外来医療機能を、初期救急、在宅医療、公衆衛生（学校医、予防接種、健康診断）、その他の医療の6つの項目の中から、県で行ったアンケート調査を参考に協議を行ってください。

<参考、現行計画での不足する外来医療機能>

医療圏	初期救急	在宅医療	公衆衛生			その他
			学校医	予防接種	健康診断	
広島	●	●	●			
広島西	●	●	●			
呉	●	●				
広島中央	●	●	●		●	
尾三	●	●		●	●	
福山・府中	●	●	●		●	
備北	●	●	●		●	● (へき地の医療)

※ 不足する機能に●を付している。

.....

【協議結果】（案）

※ 自圏域について、不足する機能に「●」を付してください。

※ その他は該当欄に具体を記入してください。

医療圏	初期救急	在宅医療	公衆衛生			その他
			学校医	予防接種	健康診断	
広島中央	●	●	●			

②新規開業者等へ「不足する外来医療機能」を担うよう申出書の提出を求める手続き

不足する外来医療機能を担うことについての合意の有無や合意内容に関する申出書の提出が求められるのは新規開業者のみでしたが、次期計画からは、ガイドラインにより、「外来医師多数区域以外の区域において、又は新規開業者以外の者に対しても、地域の実情に応じて、地域で不足する医療機能を担うよう求めることができることとする。」とされています。令和6年4月1日からの実施を考えている圏域については地域医療構想調整会議で協議を行ってください。そうでない圏域については、今後の実施時期等を圏域で検討してください。

	新規開業者	新規開業者以外の者(既存の診療所)
外来医師多数区域	従来通り	△
それ以外の区域	△	△
実施時期	令和〇年〇月1日～	令和〇年〇月1日～

※○、△：各圏域の判断により、検討する項目。

当圏域は、現在、外来医師多数区域であるが、令和6年度からそれ以外の区域となる。

【協議結果】(案)

※ いずれかを選択

令和6年4月1日から実施 (実施内容 例、新規開業者以外の者に対しても地域で不足する外来医療機能を担うよう求める)

- ・新規開業者

⇒ **従来通り提出を求める。**

- ・新規開業者以外の者 (既存の診療所)

⇒ **従来通り提出を求めない。**

~~令和6年4月1日以降検討~~

[2] 医療機器の共同利用

① 圏域毎の共同利用方針

医療機器の項目ごと及び区域ごとに定めることとされています。現行計画策定期と同様でよいか、地域医療構想調整会議で協議を行ってください。

<参考、現行計画の共同利用の方針>

- 対象医療機器（CT, MRI, PET, マンモグラフィ, 放射線治療）については、共同利用に努めるものとする。
- 医療機関が新たに対象医療機器を購入又は更新する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を作成し、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。
- 共同利用を行わない場合については、共同利用を行わない理由について、地域医療構想調整会議において確認を行うこととする。

【協議結果】（案）

※ いずれかを選択（変更する場合、具体的な内容を記載）

現行どおり・変更する（具体： ）

②医療機器の稼働状況の報告 報告事項

次期計画より、共同利用対象医療機器（CT、MRI、PET（PET 及び PET-CT）、放射線治療機器（リニアック及びガンマナイフ）、マンモグラフィ）を、令和5年4月1日以降に新規購入した医療機関に対して、外来機能報告で確認できなかった医療機関については、医療機器の稼働状況の報告を求めることとなりました。具体的な手続き等については別途通知します。

.....

【報告結果】（案）

※ いずれかを選択（意見あり場合、具体的な内容を記載）

意見なし・意見あり（具体的な内容 :)